

# なかたね 農業委員会だより

平成29年 1月

## ☆☆ 主な内容 ☆☆

- ◎ 新年のごあいさつ.....2
- ◎ 農業委員担当地区.....3
- ◎ 農業委員会制度について...4~5
- ◎ 農業者年金.....6
- ◎ 農業委員会活動報告.....7
- ◎ 全国農業新聞.....8

# 新年のご挨拶

## 2017年も

## よろしくお願ひします！



中種子町農業委員会会長  
濱脇嘉則

新年明けましておめでとうございます。ご家族お揃いで輝かしい新春を迎えられたことを心からお慶び申し上げます。

日頃より農業委員会活動に対し、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

昨年を振り返りますと、一月の降雪や台風十六号などの影響も心配されましたが、関係者のご努力と気象条件にも恵まれ、でん粉用さつまいもは、単収七十八俵、さとうきびは単収見込みで七五〇〇kgと豊作の年となりました。安納芋、ブロッコリー、などの園芸作物もさらなる生産振興が図られることを、期待しています。また、子牛価格は引き続き高値で取引が続いています。これからも安定した取引で経営の安定が図られることを期待しています。

今年七月の農業委員の任期満了による改

選においては、昨年の法改正に伴い、農業委員は町長が町議会の同意を得て任命することとなりました。また、新たに地域から選ばれる農地利用最適化推進委員が設置されます。農業委員会の役割が農地法等に基づく許認可事務のほかに、「農地等の利用の最適化の推進」として、担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進に積極的に取り組んでいくことを、求められています。

農業を取り巻く環境は、農業者の高齢化、担い手の減少、耕作放棄地の増加に加えてTTP協定の先行きの不透明化など大きな変革の時期に向かっていきます。農業委員会の役割として、農地の利用集積の促進、担い手農家への農地の集積、認定農家等への経営確立の支援に取り組みながら、新たに選ばれる農地最適化推進員と協力して利用状況調査を実施し、遊休農地や違反転用の発生防止・解消への取り組みと農地基本台帳の整備を実施していきます。

これからも地域農業の維持振興のために、行政、農地中間管理機構、農業公社等の関係機関との連携を図りながら農業に関する様々な課題に取り組みたいと思います。

今年の豊作と皆様のご健康をご祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。

## 農業委員一同



上段左から 日高隆克さん・戸田和代さん・雨田勇さん・上妻廣美さん・久保田純一さん・日高信行さん  
 下段左から 下村直義さん・石堂季男さん・小山田弘幸さん・濱脇嘉則さん・鮫島達さん・鮫島安平さん・赤坂寅秀さん

## 農業委員名簿と担当地区のご紹介!!

氏名	電話番号	担当集落	氏名	電話番号	担当集落
濱脇 嘉則	27-2805	下田・伊原・横町 栄町・大牟礼	鮫島 安平	27-1973	上方・旭町
鮫島 達	27-7563	牧川・浜津脇・砂中 上之城・坂元・広野 竹之川・深久保	久保田 純一	27-3140	郡原・古房 戸畑・向井町
石堂 季男	27-1782	中山・大平	上妻 廣美	27-8057	阿高磯・梶淵・長谷 屋久津・原尾 衣之平・中田
雨田 勇	27-0551	池之向・松原 伏之前	日高 信行	27-3802	原之里・平鍋 春田・宝来
赤坂 寅秀	27-2208	田島・東目・西之山 輪之尾・美座・西之町 東之町・女州・南界園	下村 直義	27-2791	畠田・町山崎・阿曾 広ヶ野・つまべに苑
小山田 弘幸	27-9342	塩屋・新町・熊野 今熊野・本村・向町	日高 隆克	27-2121	満足山・高峯 竹屋野・阿保
戸田 和代	27-7155	中之町・池之平 二十番・秋佐野	※ 農業に関するお悩みは、各担当地区委員へ お気軽にご相談ください		

# 平成29年から中種子町の農業委員会制度が変わります！

## 1 農業委員会の役割が「農地等の

### 利用の最適化の推進」として

義務化されました。

いままでは、農地法に基づく許認可事務のほか、農地利用の確保、効率的な利用などが「行うことができる」と定められていましたが、農地法の法改正により、これらの事務は「農地等の利用の最適化の推進」の事務として「行う」ことが定められました

(農委法第6条第2項)。

農業委員会は許認可だけでなく、担い手への集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進に積極的に取り組むことが制度的に強固に位置付けられました。

「農地等の利用の最適化の推進」とは、以下の成果を上げるために出し手農家を訪問して農地中間管理機構への貸付けを促すなどの掘り起こしや担い手とのマッチングのための話し合いなどの活動を行うことです(農委法第6条第2項)。

- 1 農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農地等の集団化**  
→ 担い手への農地利用の集積の推進



- 2 農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保**  
→ 耕作放棄地の発生防止、解消の推進



- 3 農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進**  
→ 新規就農、企業等の農業参入の支援



農業委員、農地利用最適化推進委員には、秘密保持義務がありますので、職務上知り得た秘密は在職中だけでなく退任後も漏らしてはなりません(農委法第14条、第24条)。

## 2 農地利用最適化推進委員

が設置されます。

① 農業委員会は農業委員とともに地域で活動する推進委員を委嘱します。

農地等の利用の最適化の推進に取り組むため、農地に対する熱意と識見を有する者のうちから**農地利用最適化推進委員**を委嘱します。

委員会は、8校区ごとに農業者等から推進委員の候補者の推薦をもとめ、希望者を募集し、その結果を公表、尊重します。

② 推進委員は農業委員会の総会や部会に出席して意見を述べることが出来ます。農業委員会の総会、部会は推進委員に対して担当地域おける活動の報告を求めることができ、推進委員も総会、部会に出席して意見を述べることが出来ます。

(農委法第29条)

農地の利用推進は、農業委員と推進委員が連携しあい取り組むことが欠かせません。



### 3 農業委員の選出方法が変わります。

#### ① 公選制から地域推薦・公募に！

公職選挙法に基づくものから町長が議会の同意を得て任命する方法になります（農委法第8条）。

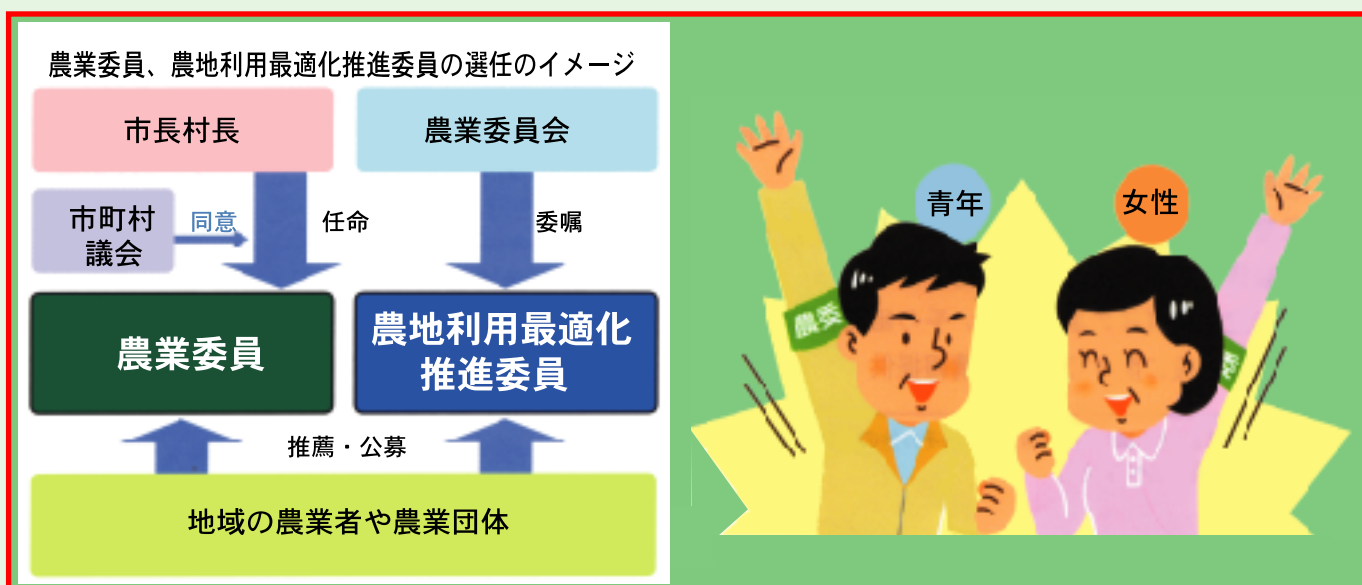
任命に当たっては、あらかじめ地域の農業者や農業団体に候補者の推薦を求め、公募も行います。推薦と応募の結果は公表が義務づけられ、町長にはこれを尊重することが求められています（農委法第9条）

#### ② 認定農業者を過半に。利害関係者以外も登用を！

農業委員の過半は認定農業者であることが求められます（農委法第8条第5項、第6項）。

#### ③ 女性や青年の登用促進を！

農業委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮が求められます（農委法第8条第7項）。



※ 詳しい農委、農地制度については、「ここが変わる！農委、農地制度」と題した別紙リーフレットをご覧ください。

# 農業者年金で 老後の生活を安心サポート

3つの要件を  
満たせばどなたでも  
加入できます

60歳  
未満

国民年金  
第1号  
被保険者

年間  
60日以上  
農業に従事

## 特徴 1

少子高齢時代に  
強い年金です。

- ★積立方式の  
確定拠出型年金です。
- ★加入者・受給者数の増減に  
左右されない、安定した  
制度です。

## 特徴 2

終身年金です。  
80歳前にお亡くなりにな  
った場合には、死亡一時金  
をお支払いします。

- ★年金は生涯受給できます。
- ★仮に加入者・受給者が80歳前に亡くなら  
れた場合には、80歳までに受け取るはず  
であった農業者老齢年金の額の現在  
価値に相当する額がご遺族に  
死亡一時金として  
支給されます。

## 特徴 4

通常加入なら、  
保険料の額は  
自由に選べます。

- ★月額2万円から6万7千円  
まで千円単位で選択  
できます。

## 特徴 3

公的年金ならではの  
税制上のメリットが  
あります。

- ★支払った保険料は全額（最高80万  
4千円）が社会保険料控除の対象  
になり、所得税・住民税の節税  
になります。

## 特徴 5

政策支援加入なら、  
保険料の国庫補助が  
あります。

- ★一定の要件を満たした意欲ある  
担い手は保険料の2割、3割、  
5割の補助が受けられます。
- ★補助を受ける場合の  
保険料は月額2万円に  
固定されます。

お問い合わせ先 ● 中種子町農業委員会 電話：0997-27-1111（内線227）  
● JA種子屋久くまげ地区本部 電話：0997-27-1212

# 活動報告

H28.6～H28.12

## 農地パトロールを実施

6月20日、農業委員13名と事務局3名による農地パトロールを実施。

6月～8月にかけて各委員が、それぞれの担当地区を協力員と共に遊休農地・荒廃農地などの利用状況調査を行いました。



## 農業者年金受給者総会

6月28日、グリーンホテルさかえで、農業者年金受給者総会を開き、すべての議案が賛成多数で承認されました。総会后、宇都光樹氏を講師に迎え、「介護予防の重要性」と題して講話、鎌田勇氏・柳田光宏氏による「紙芝居（種子島の民話）」も行われ、種子島弁とハーモニカ演奏で楽しい時間を過ごすことが出来ました。



## 熊毛地区農業委員研修会

8月25日、西之表市ホテルニュー種子島にて1市3町の農業委員及び農業委員会職員が一同に会し、熊毛地区農業委員・職員研修会が開催されました。農業委員会を取り巻く情勢と改正農業委員会法への対応について・農地利用最適化の推進への取り組みについてなど、議論が交わされました。その後意見交換会も行われました。



## 農業委員先進地視察研修

9月30日、伊佐市にて伊佐市農業委員会・伊佐堆肥センターの視察研修を行いました。伊佐市農業委員会では、法改正による農業委員及び農地利用最適化推進委員の選考について。堆肥センターでは、センターの概要や運営状況及び実績など説明を受け、原料受入から発酵・熟成・袋詰め工程など、清潔に管理された設備の見学もでき、貴重な研修となりました。



# 活動報告

H28.6～H28.12

## 農業者と語る会



10月20日、農業者等と農業委員との意見交換が行われました。参加者は、認定農業者と新規就農者の方々に、最初に農業委員会事務局から遊休農地対策・農地中間管理事業・全国農業新聞についての説明があり、その後農地の集積や農作業に携わる中での疑問点など、活発な意見が交わされました。

## 全国農業新聞

全国農業新聞は、農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が発行する農業総合専門誌です。「週刊」の時間を生かし、情報が分かりやすいように、解説的にまとめています。

また、多くの読者の皆様に満足していただけるよう、家族全員が楽しめる記事も充実しています。

みなさんの購読のお申し込みをお待ちしています。

- 地方版で身近なニュースもお伝えしています。
- 毎週金曜日発行
- 購読料 月額 700円（送料、税込み）
- 購読の申し込みは農業委員会または、お近くの農業委員へお気軽にご連絡ください。

平成29年1月10日

発行・編集：中種子町農業委員会 TEL 0997-27-1111（内線227・277）FAX 27-3634